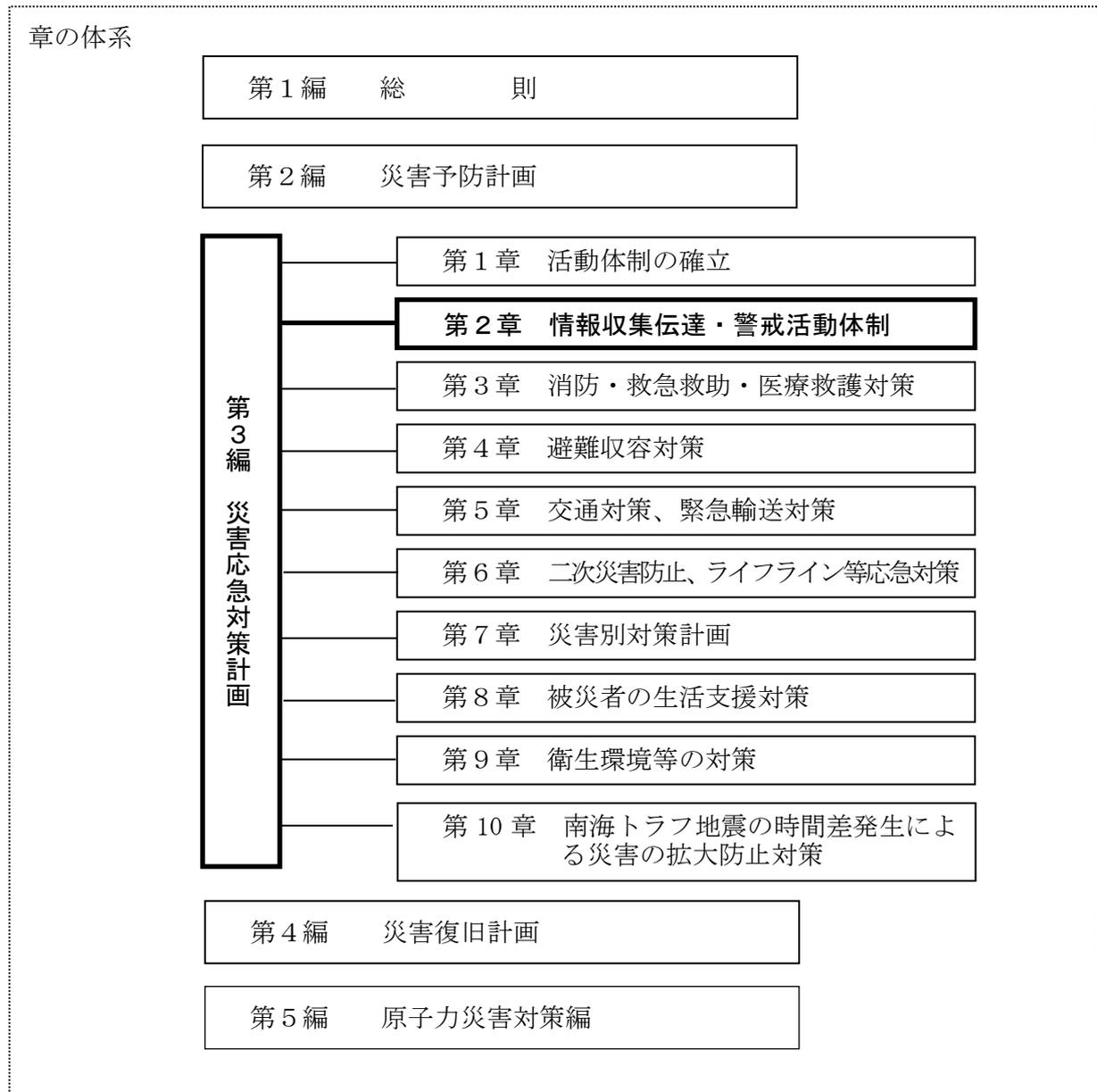


## 第2章 情報収集伝達・警戒活動体制



## 第1節 情報の収集・伝達

### 第1 情報連絡計画

災害時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、災害対策本部設置後は本町の通信連絡窓口を情報班（整理伝達担当）とする。

また、非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用等を行う。

#### 1 電信電話設備

##### (1) 指定電話による連絡

職員との連絡、県および関係防災機関との連絡等における基本的な情報通信手段である。災害時における県および関係防災機関との相互連絡については、あらかじめ定められている電話番号（指定電話）を使用する。指定電話については、日常業務等での使用を制限する。

##### (2) 災害時優先電話の利用

災害時における二次災害の予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項について、電気通信設備の優先利用（災害時優先電話）を行うことができる。

そのため、町は、災害時に重要通信を発信する電話番号をあらかじめ西日本電信電話(株)滋賀支店に災害時優先電話として指定をしておく。

#### 2 県防災行政無線

県において、衛星系と地上系の2ルートで相互に補完する信頼度の高い行政無線が整備されている。応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、県および防災関係機関との連絡等に利用する。

#### 3 町防災行政無線

町防災行政無線は親局を町防災センター2階無線室に設置し、町内に分散配置した屋外拡声装置、戸別受信機を介して、屋内外にいる住民に情報を伝達するものである。通常の放送に加え、Jアラートやメール配信（緊急速報メール・安心ほっとメール<登録制>）、携帯アプリ（竜王町公式アプリ「しるみる竜王」）等との連動・連携により、災害時における情報伝達を迅速且つ正確に行うこととする。

#### 4 非常通信

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、有線通信を利用できないかまたは、これを利用することが著しく困難なとき、さらに、上記の防災行政無線での対応が困難な時は、警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の通信回線または、無線通信（携帯電話を含む）、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用することにより、災害対策に関する通信の確保を図る。この利用にあたっては、原則として次の要領により非常通信電報を作成したうえ、最寄りの機関等に持参して発信を依頼するものとする。ただし、災害が発生するおそれのある場合の利用にあたっては、あらかじめ利用予定の機関等に連絡した後、発信を依頼する。

- (1) 電報用紙は、適宜の用紙を使用すること。
- (2) 電報の本文の字数は、1通当たり200字以内とする。
- (3) 電報のあて先は、着信者の住所、役職名、および電話番号をもって表示する。

## 第2 気象予警報伝達

### 1 警報、注意報等の種別

#### (1) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

特別警報が出た場合、その地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため、周囲の状況や町から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要がある。

#### (2) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって、重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

#### (3) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

#### (4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（竜王町は滋賀県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（竜王町は滋賀県）で発表される。

#### (5) 気象情報

気象情報は目的別に次のように分けられる。

- ①注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。
- ②注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
- ③数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
- ④長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表するもの。

#### (6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した

情報が滋賀県南部、北部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(7) 洪水予報

洪水予報は知事が指定する河川（町内では日野川）について、彦根地方气象台と共同で洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるために発表するもの。

洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
洪水警報（発表）または洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5に相当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	氾濫危険情報 （警戒レベル4に相当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>
	氾濫警戒情報 （警戒レベル3に相当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
洪水注意報（発表）または洪水注意報	氾濫注意情報 （警戒レベル2に相当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</li> </ul>

(8) 土砂災害警戒情報

彦根地方气象台と県は、大雨等により土砂災害発生の危険度が高まった際に、市町ごとに土砂災害警戒情報を共同発表する。県は、滋賀県土木防災情報システム等により、土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知するとともに、避難指示等の発令や住民の自主避難の判断のための危険度メッシュ情報等を提供して、一般に周知させるため必要な措置を講じる。また、彦根地方气象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。

発表対象地域	滋賀県内全市町（ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く）	
発表単位	市町単位	
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時

(9) 土砂災害の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により、災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(10) 水防警報

水防警報とは、水防法の規程に基づき国土交通大臣または、知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもの。

(11) 火災気象通報

消防法により、彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。町長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発表するものとする。

なお、火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ・最小湿度40%以下で実効湿度65%以下。（滋賀県の乾燥注意報の発表基準と同じ）
- ・平均風速が12m/s以上吹くと予想したとき。（滋賀県の強風注意報の発表基準と同じ）

(12) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
-------	-------------	--------------

警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保（町が発令） ※災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から必ず発令されるものではありません。
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示（町が発令）
警戒レベル3	避難に時間のかかる要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難（町が発令）
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（気象庁が発表）
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合

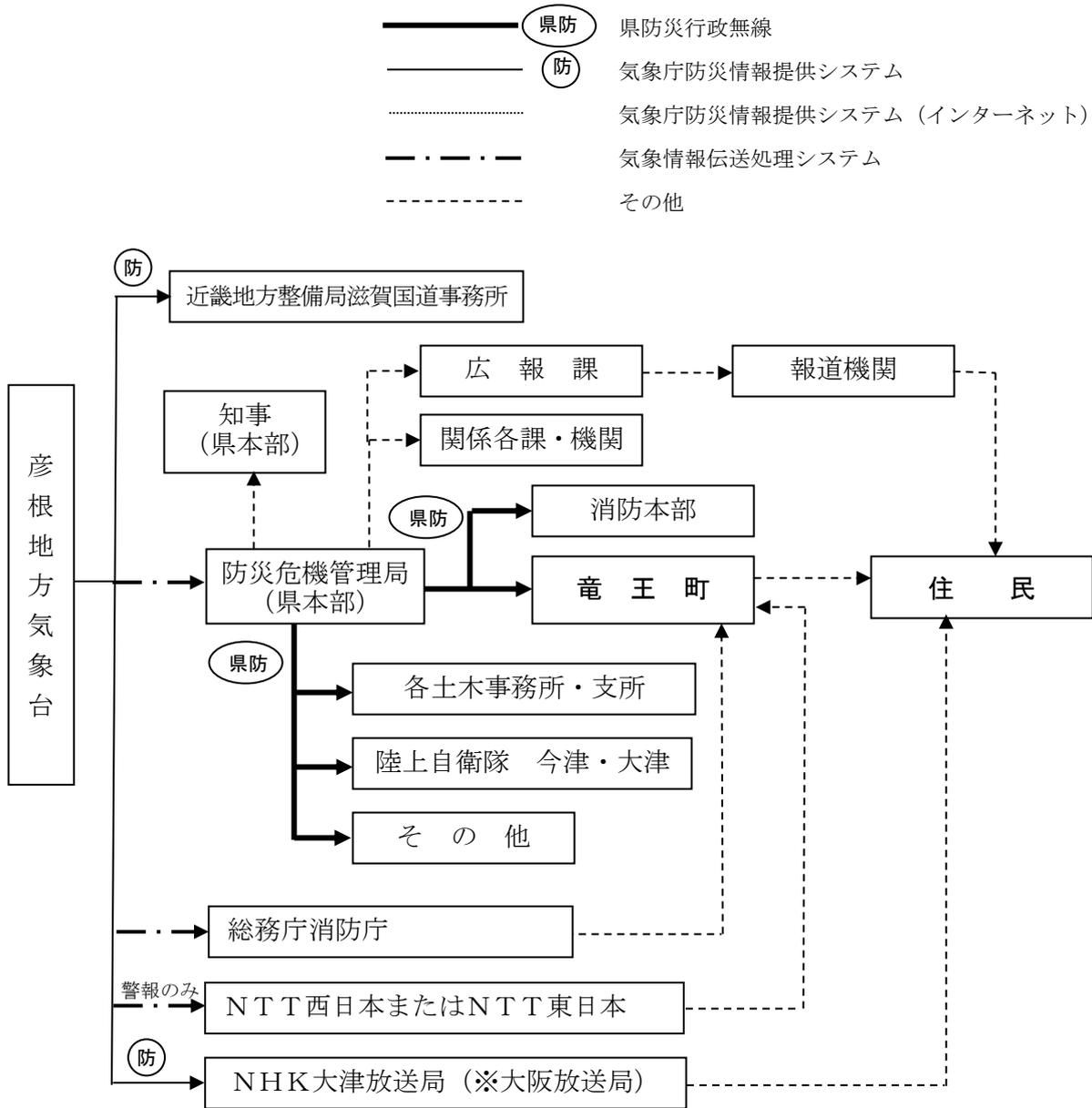
## 2 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等は、彦根地方気象台から気象情報伝送処理システムを通じて県本部（防災危機管理局）に伝達され、県防災行政無線を通じて、県本部（防災危機管理局）から町に伝達される。また、NHK大津放送局や報道機関を通じても町に伝達される。

### (1) 災害対策本部が設置されている場合の措置

災害対策本部が設置されている場合は、情報班（整理伝達担当）が受理し、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、住民への広報の必要があると判断した場合は、広報班を通じて住民への広報を行う。

気象予警報の伝達経路



※夜間の代行により大阪放送局へ伝達する場合ある。

(注) 防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

- 勤務時間内の場合  
防災行政無線により伝達
- 勤務時間外の場合  
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達

## (2) 災害対策本部が設置されていない場合の措置

### ①勤務時間内

勤務時間内においては、県本部（防災危機管理局）から防災行政無線により、生活安全課が受理し、町長に報告する。町長は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課に住民への広報を指示する。生活安全課は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

②勤務時間外

勤務時間外においては、ボイスメール装置を遠隔操作することにより宿直者に伝達される。生活安全課長は、住民への広報が必要と判断される場合は、町長に報告し、町長は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課長に住民への広報を指示する。生活安全課長は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

3 異常現象発見時の措置

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象（土砂流出、がけくずれ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報しなければならない。
- (3) 上記の(1)(2)を受けた町長は、情報班（整理伝達担当）を通じて、直ちに次の機関に通報しなければならない。
  - ①彦根地方气象台（著しく異常な気象現象）
  - ②その災害に関係のある他市町
  - ③警察署、東近江土木事務所等の竜王町を管轄する災害に関係のある県の出先機関

4 予警報用地域区分

本町は、一次細分で滋賀県南部に入り、市町等をまとめた地域では、東近江に入る。

<特別警報>

種 類	発 表 基 準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表が判断される。

<警報>

種類	発表基準
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速 20m/s 以上と予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 表面雨量指数 21 (浸水害) 土壌雨量指数 114 (土砂災害)
洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 流域雨量指数 祖父川流域=8.9 新川流域=2.5 指定河川洪水予報による基準 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
大雪警報	大雪による重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 12時間降雪の深さ 30 cm以上

<注意報>

種類	発表基準
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 12m/s 以上と予想される場合。
大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 表面雨量指数 7 土壌雨量指数 91

種 類	発 表 基 準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 流域雨量指数 祖父川流域=7.1 新川流域=1.9 複合基準 <sup>*1</sup> 日野川流域=(6, 15.5) 祖父川流域=(5, 7.1) 新川流域=(5, 1.8) 指定河川洪水予報による基準 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 12時間降雪の深さ 10 cm以上
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険があるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度 40% <sup>*2</sup> 以下で、実効湿度 65% <sup>*2</sup> 以下になると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
霜注意報	晩霜により農作物に著しい被害が予想されるとき。 4月1日以降（一応の目安とする）
なだれ注意報	なだれにより災害が予想されるとき。 具体的には積雪の深さが 50 cm以上あり次の条件のいずれかに該当する場合。 1. 24時間降雪の深さ 30cm 以上      2. 日最高気温 10℃ <sup>*2</sup> 以上 3. 24時間雨量以上 15 mm以上
低温注意報	低温のため水道管の凍結・破損や農作物等に著しい被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最低気温が－5℃以下 <sup>*2</sup> になると予想される場合。
着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 気温 0℃以上となり、24時間降雪の深さが 15 cm以上になると予想される場合。

<sup>\*1</sup> (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値。

<sup>\*2</sup> 気温は彦根地方気象台の値。

<その他>

種類	発表基準
記録的短時間 大雨情報	1時間降水量が90mm以上

### 第3 地震情報等の収集・伝達

#### 1 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

生活安全課は、震度情報ネットワークシステムとして、県が本町に設置した震度計において震度1以上を観測した場合、その震度情報が県に防災行政無線または衛星回線を利用して自動送信されたことを確認する。自動送信されていない場合は、何らかの手段で県に通報する。

#### 2 緊急地震速報

##### (1) 一般向け緊急地震速報

気象庁は平成19年10月1日より一般向けの緊急地震速報の発信を開始している。

##### ① 発信条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または長周期地震動階級3以上を推定された場合に緊急地震速報を発信する。

##### ② 発信の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・震度4以上または長周期地震動階級3以上と推定される地域名

##### (2) 高度利用者向け緊急地震速報

気象庁は平成18年8月1日より、機器制御などの高度な利用者向けとして高度利用者向けの緊急地震速報を発信している。

従来の地震情報と異なり迅速性を重視し、地震を検知してから数秒～1分程度の間数回（5～10回程度）の情報を発表する。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表し、その地震に対する緊急地震速報の提供を終了する。

##### ① 発信条件

- ・気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合
- ・解析の結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が決まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合

##### ② 発信の内容

- ・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値
- ・地震の規模（マグニチュード）の推定値
- ・推定される最大震度が震度3以下のときは、推定される揺れの大きさの最大（推定最大震度）
- ・推定される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて震度5弱以上と推定

される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度）および、その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時間）

### 3 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が発表する次の情報を把握する。

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報

以下のいずれかに該当する場合に発表。

##### ○ 調査中

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。

##### ○ 巨大地震警戒

南海トラフ沿いの想定震源地内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0以上未満の地震が発生したと評価した場合。

##### ○ 巨大地震注意

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合。

南海トラフの想定震源区域内のプレート境界以外や想定震源区域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部半割れケース）。

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）。

##### ○ 調査終了

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

#### (2) 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移などを発表する場合。

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合。

### 4 地震情報等の収集系統

地震情報等は、彦根地方気象台から気象情報伝送処理システムを通じて県に伝達され、県防災行政無線を通じて、県から町に伝達される。報道機関の情報も収集する。

#### (1) 勤務時間内

勤務時間内においては、県から防災行政無線音声一斉により、生活安全課が受理し、町長等に報告する。町長等は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課に住民への広報を指示する。生活安全課は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

#### (2) 勤務時間外

勤務時間外においては、ボイスメール装置を遠隔操作することにより宿直者に伝達される。生活安全課長は、住民への広報が必要と判断される場合は、町長等に報告し、

町長等は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課長に住民への広報を指示する。生活安全課長は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

## 5 異常現象発見時の措置

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象（がけくずれ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報しなければならない。
- (3) 上記の(1)(2)を受けた町長は、情報班（整理伝達担当）を通じて、直ちに次の機関に通報しなければならない。
  - ①彦根地方気象台（著しく異常な気象現象）
  - ②その災害に関係のある他市町
  - ③警察署、東近江土木事務所等の竜王町を管轄する災害に関係のある県の出先機関

## 第4 被害状況の収集および調査

### 1 概要

- (1) 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体および住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は、住民組織を通じて直ちに町に通報されるよう体制を整えておく。
- (2) 火災・災害が発生したときは、直ちに情報班（収集担当）を編成して被害状況等を調査する。
- (3) 被害調査にあたっては、「災害の認定基準」に基づき判定する。
- (4) 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集および調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の収集、調査については警察、県およびその他の関係機関と十分連絡をとる。

### 2 初動期における被害状況の収集・把握

#### (1) 情報班（収集担当）による情報収集

災害発生直後の初動期においては、人命にかかる災害情報の収集に重点を置くものとし、情報班（収集担当）は、災害応急活動を進める各班および関係機関から以下の情報を収集・把握する。

情報班（収集担当）は、各区担当者が、各区の被害状況を収集し把握する。

<被害状況の収集・把握>

被害対象	種類	担当	主な情報入手関係機関
人的被害状況	死者、負傷者等	情報班（収集担当）	竜王警察官駐在所 近江八幡警察署
要救出現場・ 危険箇所	家屋倒壊	情報班（収集担当） 応急対策班（建設計画担当、消防関係担当）	竜王警察官駐在所 近江八幡警察署 県
	土砂災害		
	水害		

被害対象	種類	担当	主な情報入手関係機関
	火災	情報班（収集担当） 応急対策班（消防関係担当）	東近江行政組合消防本部
緊急輸送に関する交通情報	緊急輸送道路、 主要道路の被災状況	応急対策班（建設計画担当）	県
医療情報	医師（診療科目毎）、 看護師等の要員確保および空き病床の確保	救護班（保健・医療担当）	近江八幡市蒲生郡医師会 歯科医師会
ライフライン施設等の情報	上下水道施設の被災状況	応急対策班（上下水道担当）	
	電力施設の被災状況	情報班（収集担当）	関西電力
	ガス施設の被災状況		各ガス事業者
	通信施設の被災状況		NTT西日本

(2) 住民・企業からの情報収集

災害時には、町および消防署、警察署等防災関係機関に住民から直接電話による通報（人命救助、火災、土砂災害等）が集中することが予想される。

町に直接かかる電話については、広報班が対応するものとし、緊急性の高い情報と、緊急を要しない情報を区分し、緊急を要する情報については、情報収集班に直ちに報告する。

緊急を要しない情報については、それぞれの情報に応じて適切な対応をする。

【緊急を要する情報の例】

- ・火災、事故等の通報
- ・土砂災害、家屋倒壊等による人命救助の要請
- ・土砂災害、洪水等の危険性の通報
- ・通行不能区間の通報
- ・道路凍結の通報
- ・公共施設等の被災情報
- ・断水、停電などの情報
- ・その他、緊急を要すると捉えられる事項

【緊急を要しない情報の例】

- ・家族、知人等の安否確認
- ・断水、停電等の復旧見通しの確認
- ・被害状況の確認
- ・ボランティアの申し込み、支援の申し込みなど
- ・その他、緊急を要しないと捉えられる事項

(3) 情報への対応

情報班（収集担当）は、収集した情報のうち、迅速に対応すべき情報については、関係各班および関係機関に通報するとともに、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、関係各班および関係機関で対応が困難と判断した場合は、応急対策班、救護班を援護する職員を派遣し、災害救助等の緊急対策を行う。町職員のみでの対応が困難な場合は、広域応援要請等を行う。

3 初動期以降の被害状況の収集・把握

初動期以降の情報収集は、それぞれの各班が行うものとし、各班は、自己の班に属する被害状況を収集・把握し、速やかに情報班（収集担当）へ報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに情報班（収集担当）へ報告する。また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、班内で調整を行い、困難な場合は他班の協力を得て調査を行う。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		担当	主な情報入手関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況 罹災世帯および罹災者の把握	総務班 応急対策班（消防関係） 救護班（住民対応、保健・医療担当）	竜王警察官駐在所 近江八幡警察署 近江八幡市蒲生郡医師会
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 全焼・半焼の状況	応急対策班（建設計画担当） 応急対策班（消防関係）	
	建築物応急危険度判定	応急対策班（建設計画担当）	県
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等） その他（倉庫、土蔵、車庫等）	関係各班	
その他被害	田畑の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産被害、畜産被害、水産被害の把握	応急対策班（農業対策担当）	グリーン近江農業協同組合
	商工被害の把握	応急対策班（商工観光担当）	竜王町商工会
	文教施設の被害状況	情報班（収集担当）	県
	医療機関の被害状況	応急対策班 （医療・保健担当）	近江八幡市蒲生郡医師会
	道路、橋梁の被害状況	応急対策班（建設計画担当）	県
	河川、水路の被害状況	応急対策班（建設計画担当）	県
	上水道施設の被害状況	応急対策班（上下水道担当）	県
	ごみ処理施設等の被害状況	総務班	中部清掃組合
	土砂災害の被害状況	応急対策班（建設計画担当）	県

把握する内容		担当	主な情報入手関係機関
	危険物施設の被害状況	応急対策班(商工観光担当)	県
	電気、ガス、電話、の被害状況	総務班 情報班(収集担当)	関西電力 各ガス事業者 NTT西日本

## 第5 被害状況の報告等

### 1 災害報告の取扱要領

町および防災関係機関は、災害（暴風、豪雨、洪水、大雪、地震、その他異常な自然現象または、大規模な火災、事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずるもの）によって、被害が発生した場合に県に報告する。報告は、被害即報と被害報告（災害概況報告、確定報告）で行う。

### 2 被害即報

- (1) 伝達の担当は、災害対策本部設置前においては消防防犯係、設置後は情報班（整理伝達担当）とする。
- (2) 町および防災関係機関は、被害即報基準（県への報告）に掲げる被害を覚知したつど判明したものから順次、防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信により県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に被害即報を伝達する。即報が2つ以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して報告現時を明らかにする。なお、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

通信の途絶等のため町本部から県本部への報告が不可能な場合は、町本部から直接国（総務省消防庁）に報告する。この場合、町から県への通信が回復した段階で速やかに県本部へ報告を行う。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告する。

#### 【総務省消防庁への報告先】

[平常時 消防庁応急対策室]

(NTT回線)	03-5253-7527	03-5253-7537 (FAX)
(消防防災無線)	42-90-43422	42-90-49033 (FAX)
(地域衛星通信ネットワーク)	6-048-500-90-43422	6-048-500-90-49033 (FAX)

[夜間・休日時 消防庁宿直室]

(NTT回線)	03-5253-7777	03-5253-7553 (FAX)
(消防防災無線)	42-90-49102	42-90-49036 (FAX)
(地域衛星通信ネットワーク)	6-048-500-90-49102	6-048-500-90-49036 (FAX)

[消防庁災害対策本部設置時]

(NTT回線)	03-5253-7510	03-5253-7553 (FAX)
---------	--------------	--------------------

(消防防災無線) 42-90-49175 42-90-49036 (FAX)  
(地域衛星通信ネットワーク) 6-048-500-90-49175 6-048-500-90-49036 (FAX)

(3) 報告は、災害対策基本法 53 条ならびに火災・災害等即報要領（昭和 59 年 11 月 16 日付け滋消第 2090 号および昭和 59 年 11 月 24 日付滋消第 2474 号）による。  
ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

### 3 被害報告

被害報告は、災害応急対策を終了した後 10 日以内に県本部に「災害確定報告」（第 1 号様式）を行う。

情報班（整理伝達担当）が県地方本部（設置前は東近江土木事務所）を通じ、県本部（設置前は防災危機管理局）への報告を基本とする。

## 第6 災害広報活動

竜王町の地域にかかる災害について、被害の状況および応急対策あるいは応急復旧等に関する情報に関し、町および関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。

### 1 町における災害広報活動

#### (1) 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として広報班が行う。

#### (2) 広報資料の収集

広報資料の収集は、「被害状況の収集・調査」による。各班は、広報資料の提供を積極的に行う。情報班（収集担当）が撮影した被害記録写真等も資料とする。

#### (3) 広報事項

- ①被害の状況
- ②応急対策実施状況
- ③一般住民ならびに被災者に対する協力および注意事項
- ④義援金や復旧支援制度などの情報

#### (4) 広報手段

- ①新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表
- ②ホームページ、SNS等への掲載
- ③広報番組（テレビ・ラジオ）による広報
- ④広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- ⑤広報車による巡回広報
- ⑥町防災行政無線による広報
- ⑦航空機による広報
- ⑧メール・SNS配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらが」等）

⑨Lアラートによる広報

⑩竜王町公式アプリ「しるみる竜王」による広報

(5) 緊急警報放送

町長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県が各放送局による「災害対策基本法第57条の規程に基づく放送要請に関する協定」に基づき締結した「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」により県を經由して、日本放送協会大津放送局長に放送を求めることができる。

①災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための高齢者等避難、避難指示等。

②災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置

③災害時における混乱を防止するための指示等

(6) 防災関係機関の広報活動

電力、電話、ガス等の防災関係機関においては、施設等が被災した場合は、迅速な広報を自ら行う。

(7) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について、特に配慮するものとし、聴覚障がい者のための手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行う。

(8) 安否情報の提供

知事および町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

**2 報道機関への情報提供等**

広報班は、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供し、報道を要請する。

(1) 災害情報の報道依頼

各班からの災害情報の報道依頼は、広報班で取りまとめ、報道機関へ情報を提供し、報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等での報道において必要性が高いと判断されるものについては、情報班（整理伝達担当）から県を通じて報道機関に対し放送要請する。

(2) 災害情報の提供

災害情報の提供は、プレスルームにおいて、一元的に提供する。

情報提供の主な項目については、以下のとおりとする。

①被害情報に関すること

②避難に関すること

③応急対策活動に関すること

④安否情報、義援物資の取り扱いに関すること

⑤その他住民に必要な情報

### 3 相談窓口の設置

救護班（住民対応担当）は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する。

#### (1) 初動時における電話の対応

##### ①専用電話窓口の設置

災害発生直後の緊急初動時においては、住民からの問い合わせ、救急救助等の要請が予想されるため、代表電話にかかる電話については、広報班が対応する。

##### ②対応策等

- a. 救急救助等の緊急に対応を必要とする事項については、電話窓口で状況を把握し、関係機関等に連絡し対応する。
- b. 被害情報等に関する問い合わせは、あらかじめ情報班（収集担当）から情報を入手し、対応する。
- c. 被害情報等の通報については、直ちに関係各班に連絡する。

#### (2) 相談窓口の設置と対応

##### ①相談窓口の設置

- a. 救護班（住民対応担当）は、相談窓口を設置し、相談、電話相談等に対応する。
- b. 相談窓口は、庁舎に設置する。
- c. 災害の規模等に応じて、避難所等に巡回相談窓口を設置する。
- d. 相談窓口等に要配慮者が来訪した場合は、救護班（社会福祉、高齢者福祉担当）に連絡し、対応する。
- e. 相談窓口の設置は、速やかに広報する。

##### ②相談事項・要望事項等への対応

救護班（住民対応担当）は、聴取した相談内容・苦情等を記録し、関係各班に連絡する。関係各班は早期解決に努力する。